

## VODサービス利用規約

### 第1条（総則）

スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社（以下「SC」という）は、SCが別に定めるテレビ放送サービス契約約款（以下「約款」という）並びにこの「VODサービス利用規約」（以下「本規約」という）に基づき、VODサービス（以下「本サービス」という）を提供します。

### 第2条（規約の適用）

本規約は、SCが提供する本サービスに関し適用されるものとし、デジタル放送サービス加入者で本サービス利用を希望する加入者（以下「加入者」という）は、本規約を遵守するものとします。

2. SCは、本サービスの運営業務の一部を業務委託先に委託することが出来ます。
3. SCは、加入者の承諾なく、本規約を変更することがあります。その場合には、本サービス提供条件は変更後の規約によるものとします。

### 第3条（本サービスの内容）

本サービスは、SCのネットワーク網及び設備等を使用してSC及び提携事業者が提供する映像その他のコンテンツ（以下「コンテンツ」という）の配信を受けるサービスです。

2. 本規約の規程が約款の規程と矛盾又は抵触する場合は、約款の規程が本規約の規程に優先して適用されるものとします。
3. 本サービスの対象地区はSCが指定するものとします。
4. 本サービス期間中、加入者は利用の有無に関わらず、別表の「利用料（月額）」で定められた料金を支払うものとします。また、加入者用に設定した有料のコンテンツに関しては、「視聴料」として別途個別に課金されることとなります。（世帯の中で加入者以外の方が購入した視聴料を含む）
5. 前項の必要機器の取付工事及び機器の撤収費用は約款に定める料金が適用されます。

### 第4条（本サービスの提供期間）

本サービスの提供期間は、デジタル放送サービス加入期間とします。

2. 本サービスは、デジタル放送サービスの契約の解除があった場合には、終了するものとします。
3. 本サービスは、SCの都合により変更もしくは終了することがあります。

### 第5条（本サービスの提供条件）

本サービスの利用にあたっては、約款及び本規約を承諾し、別に定める加入申込書に所要事項を記入捺印の上SCに申し込むものとします。所要事項の記入は正確に事実を記入するものとし、理由の如何に関わらず虚偽の記入をしてはならないものとします。

2. 本サービスはデジタル放送サービスの加入者を対象に提供します。ただし、加入者宅の機器や配線などの設備状況により利用できない場合があります。
3. 本サービスのコンテンツの中に成人向けコンテンツが含まれますので、未成年保護の観点から、未成年の加入者宅への成人向けコンテンツの提供は致しません。
4. 本サービスにおいて、加入者は、第3条第2項に関わらず利用契約における住所変更の請求をすることはできないものとします。この場合、第16条第1項の定めにより利用契約を解除した上で新たに本サービスへ申し込んでいただきます。ただし、移転を伴わない住所変更については、この限りではありません。

### 第6条（本サービスの種類）

SCは、加入者に対してセットトップボックスを通じて、第3条に定める本サービスを提供します。本サービスには次の各号で定める種類があります。

(1)スターキャットコンテンツ

SCが定めるコンテンツをコンテンツ毎に視聴できるサービス。

(2)提携事業者が別に定めるサービス

提携事業者が別に定める規約に従い提供するサービス。

#### 第7条（パスワード）

SCは、加入者に対し、本サービスの提供を受けるために必要となるパスワード（以下「パスワード」という）を、提携事業者を通じ加入申込書に記入された住所へ郵送することにより通知します。

2. パスワードは4桁の数字であり、SCが別に定める方法により加入者が任意の番号に変更できるものとします。
3. 加入者は注意をもってパスワードを管理及び保管するものとし、パスワードの使用上の過誤又は第三者による不正使用等について、SCは、その責任を一切負わないものとします。また、加入者は、第三者によるパスワードの不正使用等により発生した本サービスの料金等について、その金額をSCに支払うものとします。

#### 第8条（視聴年齢制限付コンテンツ）

本サービスには、視聴年齢制限を設けて提供するコンテンツ（以下「視聴年齢制限付コンテンツ」という）があります。

2. 視聴年齢制限付コンテンツは、最低視聴年齢制限の設定又は解除を行っていただくことにより、視聴することができます。
3. 暗証番号は、20歳以上の加入者からの申請に対して、提携事業者を通じ加入申込書に記入された住所へ郵送することにより通知します。
4. 暗証番号は4桁の数字であり、SCが別に定める方法により加入者が任意の番号に変更できるものとします。
5. 加入者は、暗証番号について注意を持って管理するものとし、不正使用が想定される事態を発見したときは、加入者が暗証番号を変更する等の措置を講じるものとします。SCは、最低視聴年齢に満たないものが視聴年齢制限付コンテンツを視聴したことによる損害について、その損害を賠償しません。

#### 第9条（視聴申込）

加入者はコンテンツを視聴するときは、セットトップボックス付属のリモコンを用い、テレビ画面上にて視聴申し込みいただくものとします。なお、理由の如何を問わず、当該申込みを撤回し又は取り消すことはできないものとします。

2. 加入者は、前項に基づくコンテンツの視聴を申し込んだ時刻から起算してSCが別に定める期間が満了する時刻までに限り何度でも当該コンテンツを視聴できます。

#### 第10条（本サービスの料金）

加入者は、本サービスを利用してコンテンツの視聴申込をしたときは、そのコンテンツの種類及び数に応じ、SC及び提携事業者が別に定める本サービスの視聴料をテレビ基本サービス利用料金（月額）及び別表に定める利用料（月額）に追加してSCに支払うものとします。

2. SCは、本サービスの料金を変更することがあります。なお、前条第2項で定めるコンテンツを視聴できる期間内に本サービスの料金に変更された場合であっても、当該コンテンツの視聴については、前条第1項に基づく当該コンテンツの視聴を申し込んだ時点における料金が適用されるものとします。

3. 支払方法その他については、約款に準じて取り扱います。

#### 第11条（禁止行為）

加入者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号で定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) コンテンツを記録媒体に記録する行為
- (2) コンテンツを複写もしくは複製し、又は翻訳もしくは編集その他の変更を加える行為
- (3) コンテンツを私的使用の範囲を超えて第三者に視聴させる行為
- (4) 第三者のパスワード等を使用して本サービスを利用する行為
- (5) 不正な手段を用いてSCが本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為
- (6) 本サービスの提供に支障を来し、又はその虞がある行為
- (7) 前各号に定めるほか、SC又は第三者が所有する著作権、著作隣接権等の知的財産権その他の権利を侵害し、又はその虞がある行為
- (8) 法令もしくは公序良俗に違反し、又はその虞がある行為
- (9) その他、SCが別途指定する行為

#### 第12条（一時中断）

SCは、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供を一時中断することがあります。

- (1) SC及び提携事業者が本サービスを提供するために使用する設備について、障害が発生し又は保守点検若しくは改修等を行う場合
- (2) 火災、停電、天災及びその他不可効力により本サービスを提供できない場合
- (3) デジタル放送サービスが中断した場合
- (4) その他、SCが本サービスを提供することが困難であると判断した場合

2. SCは、前項の規程により本サービスの提供を一時中断する場合には、SCが適当と判断する方法で事前に加入者に通知するものとします。但し、緊急の場合は、この限りではありません。

#### 第13条（責任）

SCは、コンテンツの完全性、正確性、確実性及び有用性等について、如何なる保証も行わないものとします。

2. 加入者が本サービスの利用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合、SCは、一切の責任を負わないものとし、加入者は自己の責任と費用負担においてかかる第三者に生じた損害又は損失及びこれに関連するすべての問題を処理解決し、SCに何ら負担が生じることのないようにするものとします。
3. 加入者が本規約に違反した行為、又は不正もしくは違法な行為によってSCに損害を与えた場合、SC等は、当該加入者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。
4. 加入者は、本サービス提供期間中、SCから貸与された機器を加入者自らの注意を持って管理し、それら機器の移動、取り外し、変更、分解又は損壊はしないものとします。これに反した場合は加入者自身の負担により復旧するものとします。

#### 第14条（本サービスの利用の制限）

加入者は、SCが事前に承認した場合（情報等に関して権利を持つ第三者がいる場合には、SCを通じ、事前に当該第三者の承認を取得することを含む）を除き、本サービスを通じて入手したいかなる情報等についても、加入者個人としての私的使用以外の目的には使用しないものとします。

2. 加入者は本サービスに関して、私的使用の目的を超える行為、営業活動、営利を目的とした行為、及びそ

これらの準備を目的とした行為を行わないものとします。

#### 第15条（本サービスの停止及び解除）

SCは、加入者が次のいずれかに該当すると判断した場合、加入者への事前通知又は催告なしに、直ちに当該加入者に対し本サービス提供停止、又は本サービスの利用資格の解除をすることができるものとします。この場合において加入者に損害が生じた場合であっても、SCは一切の責任を負わないものとします。

- (1) SCへの届け出内容に虚偽があったことが判明した場合
- (2) 本サービス提供を妨害した場合
- (3) 本規約又は約款のいずれかに違反した場合
- (4) 本サービス利用に関連して、SC、他の加入者又は第三者に損害を与えたことが明らかな場合
- (5) その他、SCが加入者として不適切と判断した場合

2. 加入者が、デジタル放送サービスを解約したときは、なんら意思表示を行うことなく本サービスの利用契約も終了するものとします。

#### 第16条（解約）

加入者は本サービスを解約しようとする場合、解約を希望する日の10日以上前にSC指定書式によりSCにその旨申し出るものとします。

2 加入者は解約の場合、全ての料金（解約月も含む）を精算するものとします。

#### 第17条（料金の返還）

加入者が月額プランを申し込んだ場合において、SCの責めに帰すべき事由によりそのサービスを提供しなかったときは、加入者からの申告に基づき本サービスが全く利用できない状態にあることをSCが知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときに限り、当該サービスを利用する加入者の損害を賠償します。

この場合、SCは当該サービスが全く利用できない状態にあることをSCが知った時刻以後その状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該サービスの料金（但し、1日分の料金額は、月額料金を30で除して得た額とし1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げます。）を発生した損害とみなしその額に限って賠償します。

2. 加入者が月額プラン以外を申し込んだ場合において、SCの責めに帰すべき事由により本サービスが全く利用できない状態が、その状態にあることをSCが知った時刻から起算して1時間以上連続したとき、かつ第9条第1項に基づき視聴を申し込まれた有料のコンテンツに係る第9条第2項で定める期間が満了していないときは、SCは加入者の申告に基づき当該本サービスに係る料金を返還します。

ただし、提携事業者が別に定める条件に基づいて付与される視聴権限（チケットサービス）を使用して視聴を申し込んでいた場合には、その視聴権限を返還します。

#### 第18条（自営端末設備の接続）

加入者は、その加入者に係る加入者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その加入者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号以下「技術基準適合認定規則」という）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器）、技術基準等に適合することについて事業法第68条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第72条の3第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末設備の機器以外の自営端末設備を接続するときは、その自営端末設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項につ

いて記載したSC所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

2. SCは、前項の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
  - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
  - イ その接続が電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号以下「事業法施行規則」という)第31条で定める場合に該当するとき。
  - ウ SCが別に定める端末設備の接続条件に適合しないとき。
3. SCは、前項の請求の承諾にあたっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
  - ア 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
4. 前項の検査を行う場合、SCの係員は、所定の証明書を提示します。
5. 加入者は、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号)第4条で定める種類の工事担任者格者証の交付を受けている者(以下「工事担任者」という)に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
6. 加入者がその自営端末設備を変更したときについても、第1項から第5項までの規程に準じて取り扱います。
7. 加入者は、その加入者に係る加入者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことをSCに通知していただきます。

#### 第19条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）

SCは、加入者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、加入者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合において、加入者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

2. 前項の検査を行う場合、SCの係員は、所定の証明書を提示します。
3. 第1項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、加入者は、その自営端末設備を加入者回線から取りはずしていただきます。

#### 第20条（自営電気通信設備の接続）

加入者は、その加入者に係る加入者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その加入者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。

2. SCは、前項の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
  - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
  - イ その接続によりSCの電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号の規程による総務大臣の認定を受けたとき。
  - ウ SCが別に定める自営電気通信設備の技術条件に適合しないとき。
3. SCは、前項の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
4. 前項の検査を行う場合、SCの係員は、所定の証明書を提示します。
5. 加入者は、工事担任者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、工事担任者規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
6. 加入者がその自営電気通信設備を変更したときについても、第1項から第5項までの規程に準じて取り扱います。

7. 加入者は、その加入者に係る加入者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことをSCに通知していただきます。

#### 第21条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

加入者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第19条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規程に準じて取り扱います。

#### 第22条（知的財産権及び成果物の帰属）

加入者がアンケート等でSCに回答いただいた内容等についての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）その他の知的財産権は、全てSCに帰属するものとし、加入者は、自己が回答した内容等につき著作権者人格権を行使しないものとします。

#### 第23条（通信の秘密）

SCは、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第4条（秘密の保護）及び電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号）に基づき、加入者の通信の秘密を守ります。

2. 次に掲げる場合は、通信の秘密の適用除外とするものとします。

（1）通信当事者の同意がある場合。

（2）刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第218条（裁判官の発する令状による差押等）に基づく強制の処分が行われる場合。

#### 第24条（加入者に係る個人情報の取扱い）

SCは、約款の規程に基づいて、加入者の個人情報を適切に取扱うものとします。

#### 第25条（権利義務の譲渡等の禁止）

加入者は、本規約に基づく権利義務のいかなる一部についても、譲渡、貸与又は質入等の担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

#### 第26条（国内法への準拠）

本規約は日本国国内法に準拠するものとし、加入契約に関する一切の紛争については、訴額に応じ、名古屋簡易裁判所又は名古屋地方裁判所をもって第一審の専属管轄裁判所とします。

附則 本規約は2011年1月1日から適用します。

#### 別表（料金表）

適用	料金
利用料（月額・税込）	210円／セットトップボックス1台
視聴料	ビデオコンテンツ毎に設定